



ル 4
4302
3正



吉志羨我高肥前國はありとありと詞林采葉抄冠辞考
どらりとも。

○御笠山

神宮の先づうの山とありこの山の姿蓋の貌は似られ山
の形よりよく名づけしや山の中は御笠社あり俗に甲の宮あり大
の昔冠多し甲を納せし處なりといひ傳へたり平田氏の説は
甲を冠ししものなれはしし御笠といひてこの御笠を藏しし山
あれを御笠山とあり大神大子遷昇の時甲を冠しし類信もり
松杉の古木地保る中は躑躅もまきまき生ひ茂りて大郡高来里は留かりて風土記にあり三四月花
盛の頃分入んり帰るれ道も志まぬべし。

○浮石

ふししの石の御坐とあり地上に出たりとあり小け
ら下根深く埋れりといふお石ありとて石頭とて四く丸
き石なり。

夫木集

光俊

たけのうねをみりてけ子早振し山のおくれ石のみまると同書し
此歌或抄云。光俊朝臣鹿嶋社にまうて侍たり。奥の御前と
て不開の御殿より二三町をり東の山の中は抄しとて御殿
にて。ゆゑに神官とてびりこれに平かゝる石の圓あり二尺なりあり
やめしとて問侍し。さし石ありとて御殿のうしろの竹の中へ埋
れし侍たりとて堀出てたり。此明神天より降るるひとて石の上
に坐禪せしとて石あり。万葉集は石のまほりと云是ありそ
らん神官は語り侍たりと云。此こそ万葉集の何れ出たりとて河海拾遺卷二の
又此歌と一日は三及歌せん男といひ一日は一度神行ありとて申傳へりといふ。神道集
基重の詠と朝とて歌せし故中や不思議は常陸は領を所出まきけりといふ。神道集
山中石在郎大明神御思惟有處と云。詞林采葉抄に鹿嶋
明神金輪際より生出たり。御座石と柱とて藤の根とて日



本國を以てかたまり云々。神社啓蒙。相傳曰神誓以石爲柱者
 石衛之際神明在也云々。神の始て現形あり。車跡を残して影向石と
 きむら神祕あれを知らざればと。按て各義を要の石とあがめた
 るに要を以て蟹眼と似く物の花きとりのみ称され圓石れ
 義とていふもふくむ。或説は神の石上は現れしは。要と蟹眼とて。證
 へ行宗集。扇の要をらのめ又かよの免とよみ。延暦儀式帳延
 喜式云々。蟹眼釘とらみえ。源平盛衰記。忠度扇とて仕
 多し。蚊の目のまじりと御前へ聞くと。わがとある。よて明
 ららなり。例とて。歌と誰人のよみ。うけん未も。世俗の口か。世
 歌あり。鹿嶋同答。常陸國誌。土人相傳有大魚圍。續
 日本首尾會。於斯地。鹿嶋明神釘其首尾以貫之不得動揺

譬如扇柄得釘而堅固此石即釘也荒唐可笑云云。

○御手洗川 二町あり山のねはあり。水の花のと清らなり

底の砂れども見ゆ。夏日れ炎熱ころい殊更
 冷きこと水の。例傳記。昔宮造の。一夜のわが。おの

づり。涌出たり。一説大神の天曲とら。本朝俗諺志。御手洗
 の山陰より涌清水る。十間。二十間。の池水清潔なり。

此所より垢離とて。この深き。大人小人は限らむ万人
 乳を過む。當社不思議の。御手洗ハ文

字の。御手洗の義より。おの。俗に上代日光の二王
 き。此水をぬき。縛り。諺あり

て。水邊は龍神の社あり。神前。鏡をうけ。正しく守
 り。水盗す。見。守

尾山



尾山

○高間の原 東一里許海邊なり。此原よりまぎく赤砂までと
ころくくは緑の小松むくだち向ひり大海をまぎくく面白き景
色あり。風土記に郡東二三里高松濱大海之流着砂貝積成高
丘松林自生云々と見ゆこれ高間原高松濱の畧言なり。又、
常陸國誌に土人相傳鹿嶋明神常出此野與外國鬼相闘
以群鹿為卒伍明神獲利則群鹿競追風塵直入海渚明神不
利則群鹿岳耳却走直入大家土人時々見其事云怪誕不可
信云今鬼塚とて高き塚あり。本朝俗諺志に高間原昔
神軍のあり一呵り其血土は漆とて赤き上あり云例の
俗説あり。古戦場にて大永年中松本備前守政信津貫
大膳など合戦有て政信横鎗一突と討死せし所ありと云
夫永集 続古今
よも載

光俊

よもみく袖やのしあんた陸なるる此浦の沖川白波

堀川百首

公實

春衣きる間の浦とて此の浦は地ゆるなりやゆり此友舟

此歌今本去るまの浦とあれで歌枕名寄所引高間浦とあり枕

○未無川 高間の原あり水上を岩間より涌出くわのり
流あり二町流行すまゝ其末絶くわ俗説に大神鬼退治の時
御劔は附く血を洗つんとて岩を穿まんとて押つら流出と云
傳へり。

○碁石濱 例傳記に鹿嶋崎とのり東の荒海り碁石多寄
せ来る磯浦あり碁石濱とあり云云大神此山にて外國の鬼
石を世に名高し今もあやひ美麗き小石此邊より居り碁石
の出る濱とて外風土記の多珂郡出雲風土記の嶋根郡など

鹿嶋志下

鹿島浦



よみえ伊勢國鳥崎へ西行法師の歌よまあり。

○鹿嶋崎

東の大海をりひ又南のくく常陸下総の堺よりた。

入海をもりく万葉集長哥は牡牛の三宅の浮まさく向ふ鹿嶋の崎は秋丹塗の小舩を儲り玉纏の小提繫貫おくよめく常陸より下総へ渡るるの歌おれを入海をよめあり。東北絶海の俗は下津濱といひく。海邊渾家おゆり。そと下津村といふ。諸人解除する時を濱下といひく此濱は下立ち身滌とまらば下津といふ。かみへ。

万葉集

長津がもれ海を浪をよめくやあんな恋かまもの所

夫木集

後九條内大臣

山もあまうく海は浪の浪もよう物も月日おほひなまらるん

同

道因法師

よもぎぐつ残の松のひかてくはく麻あが海の月をよめく

同

光俊

波をうれりもまが海はなうりまて東れをよめく

同

鴨長明

浪かき梅やいけをた陸海のまが海の河をよめく

新後撰

為氏

海人もおや寒うりし長津がもれ海はる海川塩風

哥枕名寄

塩のよまへをかもれ浦より波のよめく

方与集

頼政

舟もく沖よりて海は浪の海もあが海は千鳥のあけ

名所今哥集

搦枝直

この垣のむらやいとてふる鹿島が海の方の秋の月の
夕波のまもが白れ浦のうらまひのまもも定むら

同

千蔭

霞降るまの崎のまもはなれをあれくまひまも

同

倭文子

鹿嶋の浦のまも後神をびて浪のふゆけぬ見せむ

○角折濱

下津とゆかぬ濱づゝひまも三里許北あり。角折

村とて漢家おゆ風土記に角折濱謂古有大蛇欲通東海

堀濱作穴蛇角折落因名或曰倭武天皇停病此濱奉羞御

膳時都無水即執鹿角堀地為其折所以名之云云文正草子

よかくて文太と後文正と名と改むなり足はまらせく行なとよはれ

の磯とて流布本つゆ塩や浦ははなよけと悲しき中も面白

てんや心あらん人はんせむやと思ひくかかん。

心あらん人へんせむやけのまれの垣やのまらけのうらま

云々塩電一つせむぐり。それより文太塩やよく賣けるま

るなまてあまが文太が塩と心もよくかす人も色白く此塩をう

ハ病もく命も長く心はかまもななり。

○甕山

俗に瑞甕森とて下生村瑞甕山根本寺といふ寺の

前あり。田中よありてのうらまの塚は推木一株ありたうら

ぐの田地あれを年々田まきう開れるとてかくあれな

べ。正月八日祭禮あり。旧記に此日朝廷より勅使下つて伶人

舞をまひ大平樂を奏し。諸神官幣帛を捧記詞申し。甕

山を廻るとよはぐりよんぬいよへを勅使毎年下向あり。

鹿島志下



鎌足社

屋山志下



アイロイロ社

ぬがうきり。是を以て母行くみまの鎌の大三尺斗ありと此子
 は授けりひいさめて此子とありせよまをさすなり。天皇のたごめたる
 べしといひて去ぬ。此子成人して狐の授け鎌より草と刈り思
 のごとくこれとてねど此鎌が用なるをさすひて刈り来りて
 味は鎌子とん諦といひて皇極天皇の御宇に都へ上り昇
 殿していざかろり云。又鹿王阮如意宝珠記にも鎌足誕生の時
 野子鎌を含まるよ。其鎌ありて今も稻荷山正等寺
 の什物とせり。

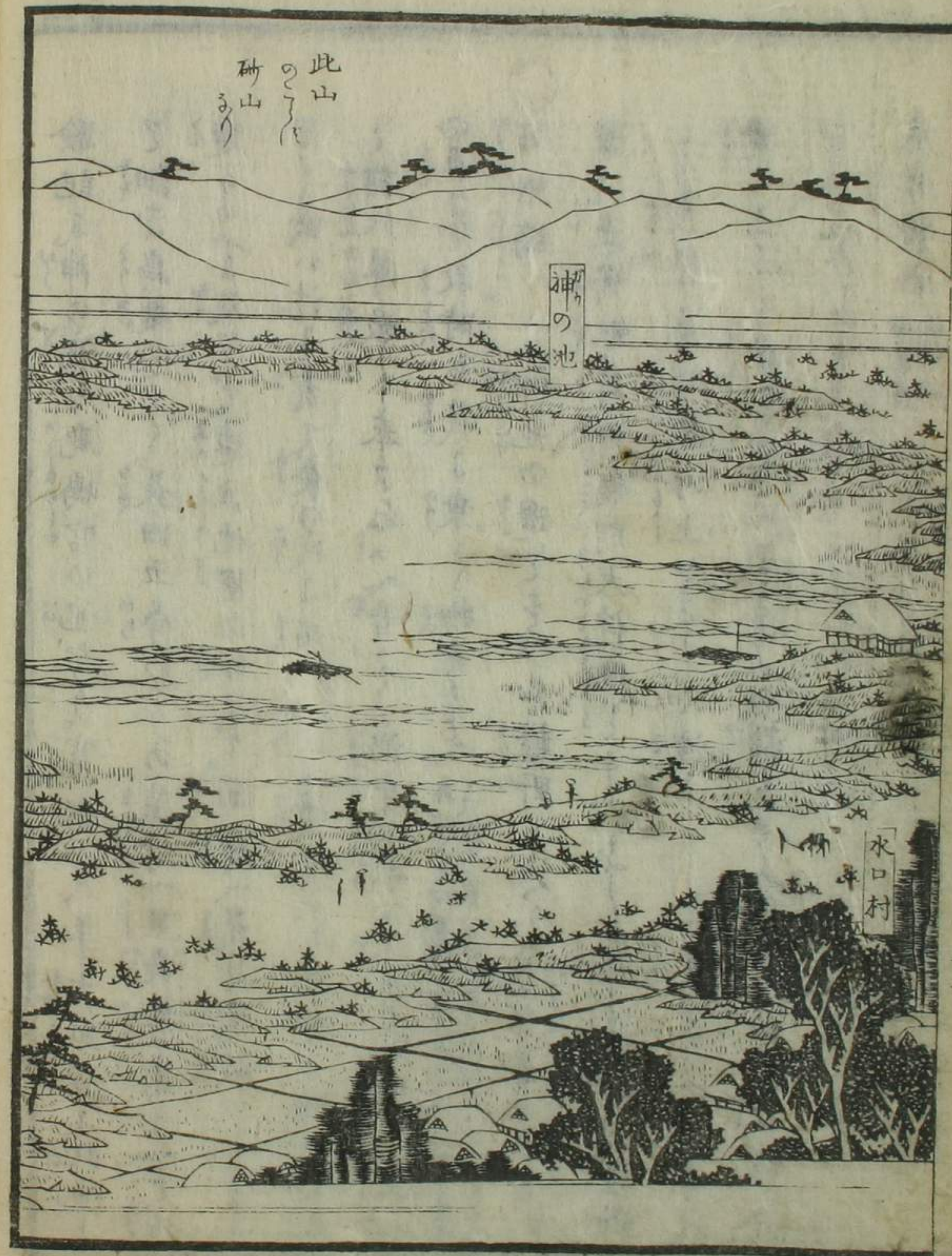
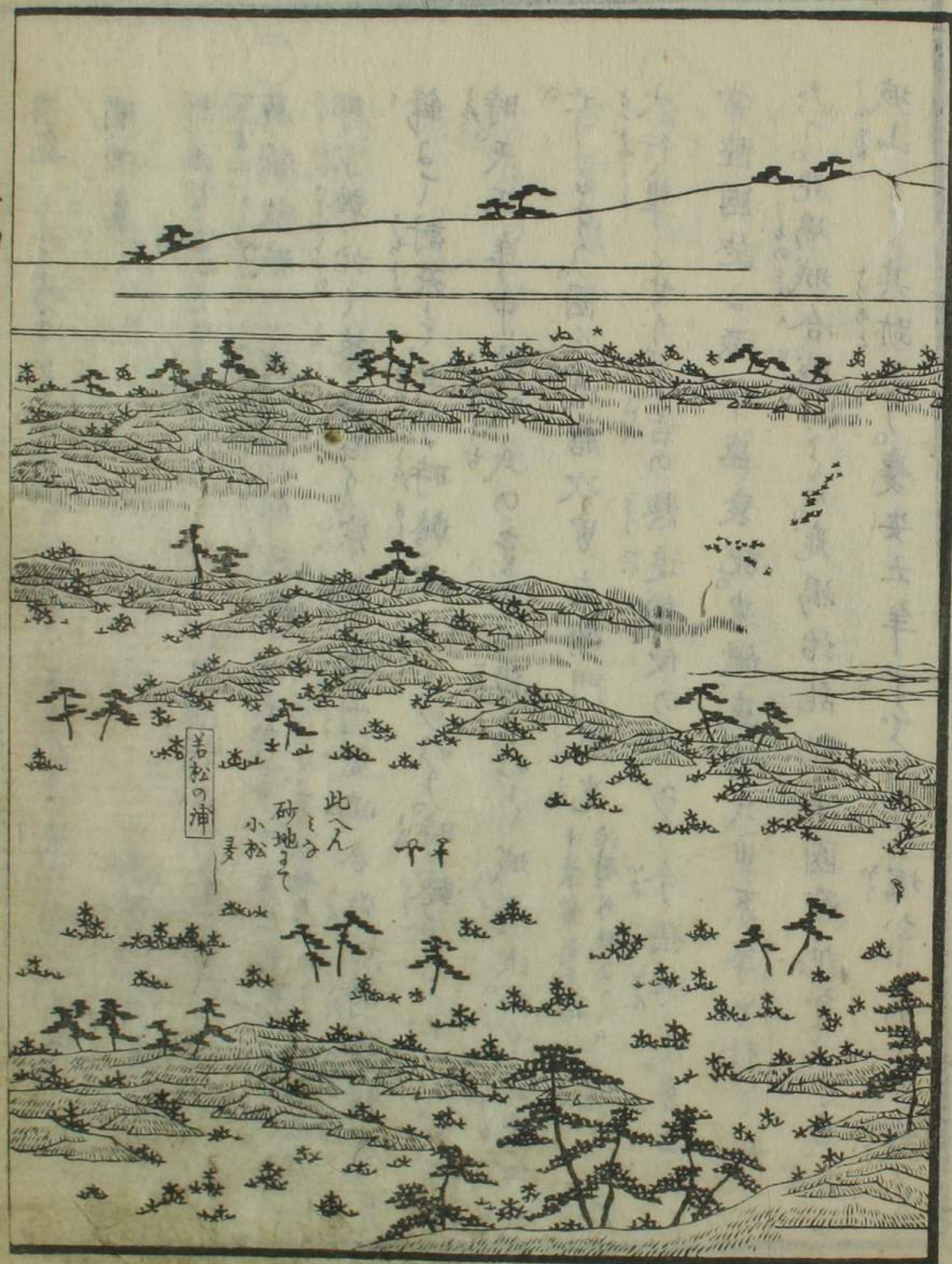
○神の池 三里許南にありいと廣大なる池ありて安是

湖といへる是あり。風土記に鹿嶋郡若松浦即常陸下總二國之
 堀安是湖之所有。沙鐵造釵大利然為香嶋之神。山不得轉
 八伐松穿鐵云。若松浦此邊の深草村といひて五六里の間若松ありて
 瑞

驗記に神の池と鹿嶋宮の池なり。寛永十八年大飢饉に此池よ
 り細く鳥繩のてく。長四五尋ばかりの藻汀に日夜寄来りて近
 邊より及むと遠方他國の物も聞傳へ是を取飯のりたり
 たり或は汁を煮て食の代に用ひ命を續けり大神の御恵あり
 と諸人尊敬し奉りぬ。昔より池中に船を入ることを禁て里人
 の魚みど取時と符は乗る物あること。再按上文阿是湖と神池とて
 新野橋 神池の邊をめぐり軽野といへり。風土記に妻と名
 兼。鹿嶋郡新野橋別大伴卿とて長歌に軽野
 より舟出でて下総海上をこりて渡りよと讀みされたり
 邊にあり橋ありとてその淵をく人の瀬とて習ひい

古来歌合 哥枕名 奇明引

定圓



力新... 鹿嶋の橋の秋に境風

明玉集

衣笠内大臣

かま... の橋れ... 思ひ乱... 悪や流...

○鹿嶋故城

鹿嶋三郎政幹

頼朝卿の命にて鹿嶋惣追捕使の子六

郎宗幹始て築處あり。宗幹の讃州屋嶋合戦の時義経の先

鋒よて討死す。其子時幹城主とあり。時幹より十二代の孫治

時。天正年中佐竹氏のまゝに殺されし城廢ゆ。かく鹿嶋氏滅

亡し。よ。國分大膳次男左衛門胤光十葉常胤支孫治時外族あり。と立ち惣

大行事とせり。是古の惣追捕使の家あり。今猶存す。妻曲り

常陸國誌は源平盛衰記。東鑑。鹿嶋氏世系等と引て記し

たり。鹿嶋城合戦のころ。鹿嶋治乱記。東國戦記をよむ。今よ

城山とて其跡あり。慶安五年中がら。堀かとおちて残す

あり。と。源平の御世は用あり。と。大宮司則廣は此の堀を

掘りられき。新坂新町をよみ。又大舟津より北は當り。峯あり。里

人見と大塚とて。常陸大塚平國香の城跡あり。と。里

○浪逆海

大舟津の前より行方のせうとて。ひくひく。

万葉集

常陸のなまこ。此海の玉藤。とひけ。とて。あ。と。絶せん

堀川百首

頭伸

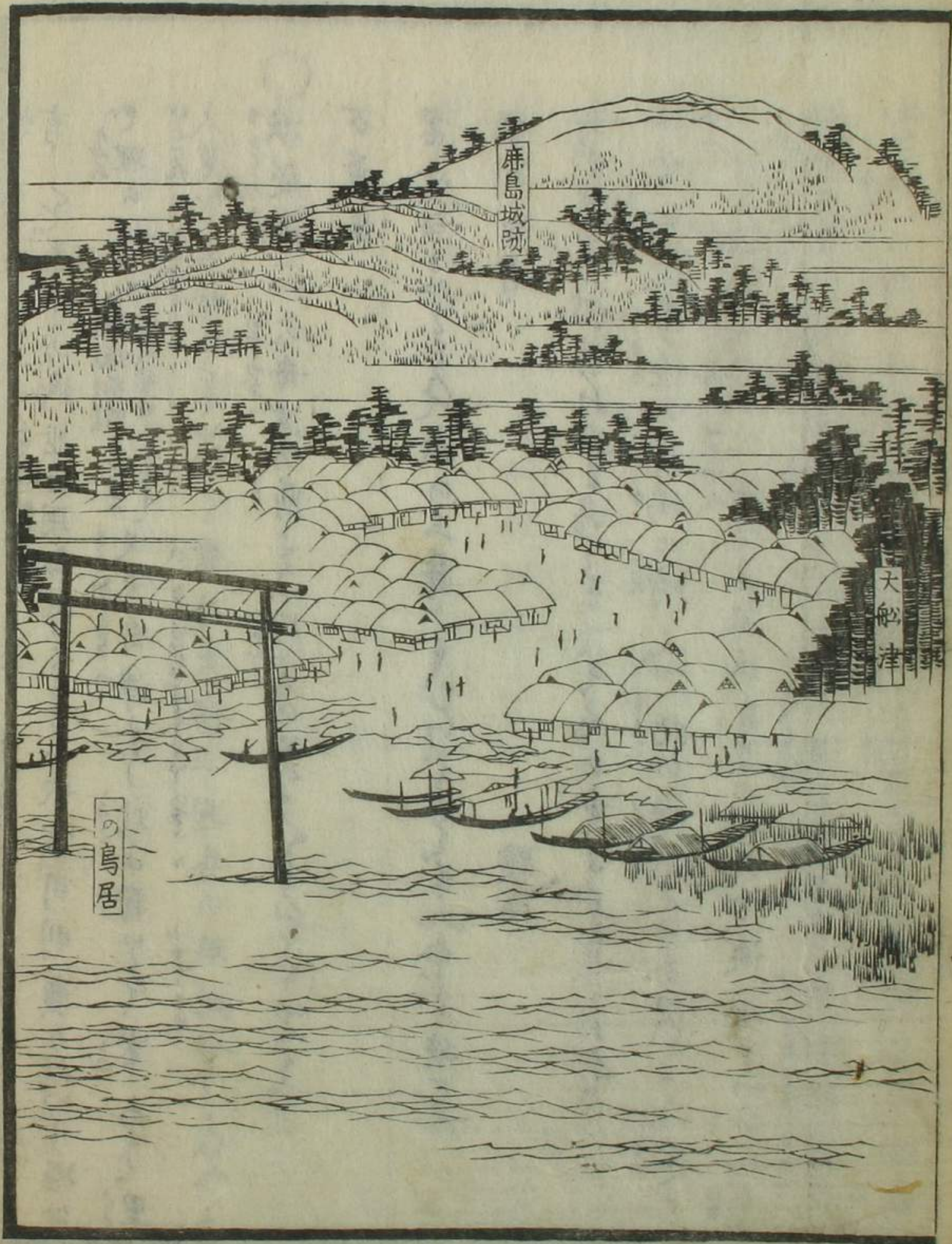
河川... 海に海は... 堀を...

仙覚抄は常陸の鹿嶋の崎と下総の海上とのあり。ひより遠く

入る。海あり。未の二流あり。風土記はこれを流海とわけ。今

の人ら内の海と申す。その海一流は北の。と鹿嶋郡南此

か。行方郡との中に入ら。一流は北の。と行方郡と下総國

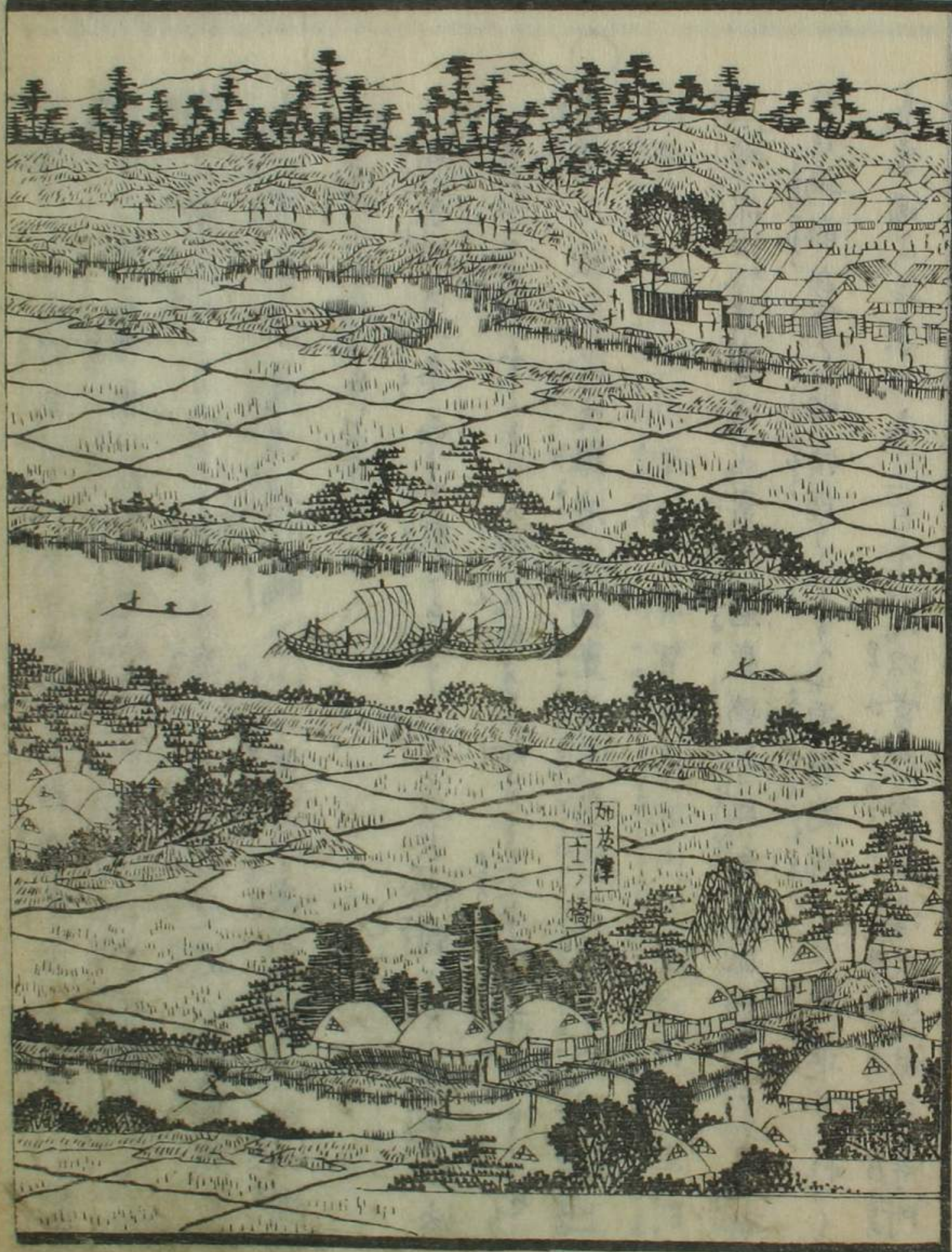


の界とて。信田郡茨城郡まぐのまぐ。あり。よる内海塩
れ。時々の波。この海。あられ浪のさるの海。義
より。浪逆海とて。あ。風土記。香嶋郡西流
海。行方郡東南并流海云々。

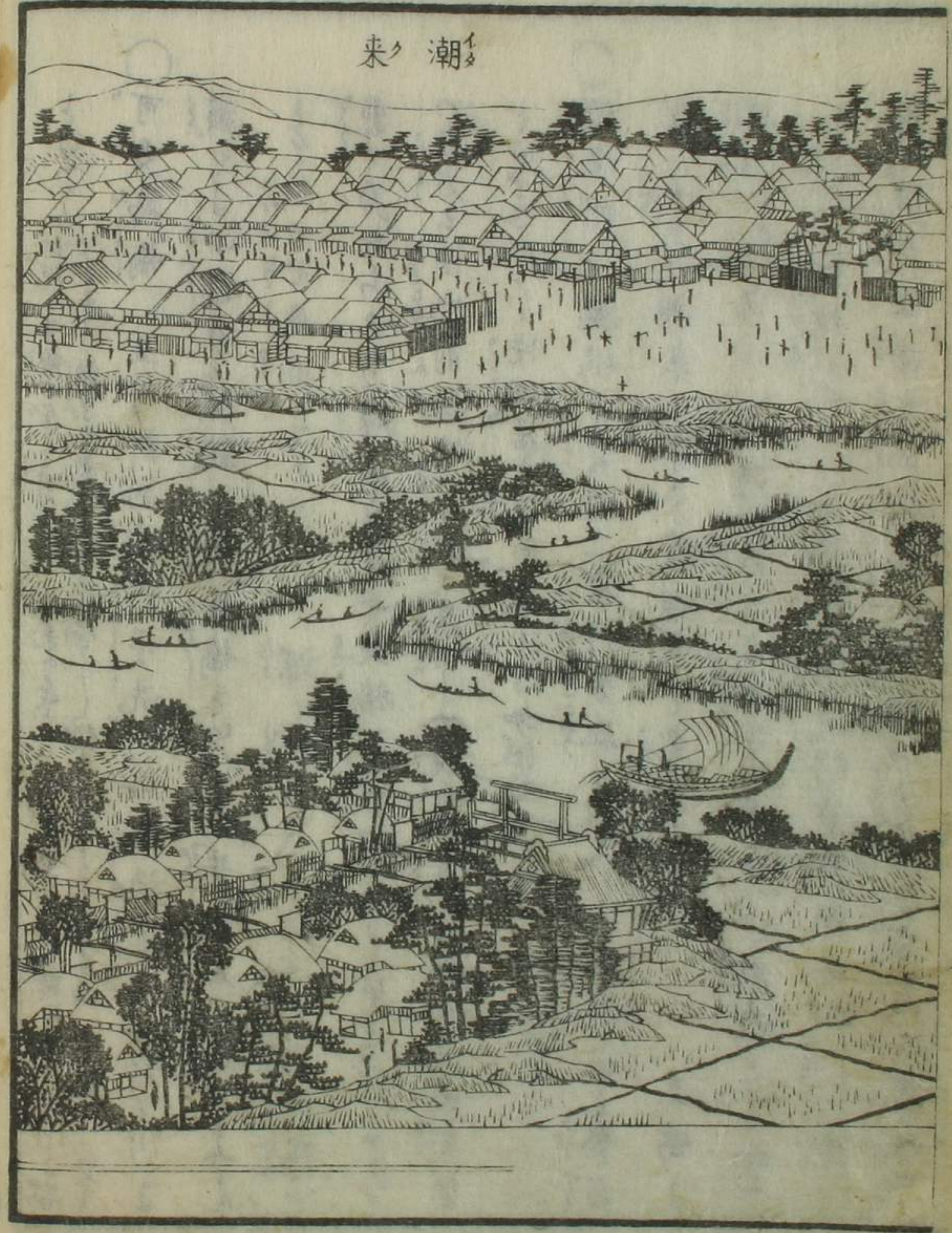
○加久良井岡 十町あり西南の。一面柴原。樹
木。鹿嶋野。千町の小田。見渡。前浪逆海向
ひ。十六嶋。眺望。岡の中
央。天神社あり。此岡。所。考
岡の。布太邪久池。廣き池あり。其。木暗く物
ま。池。大蛇。里人。釣
か。池中。又布太邪久の一名。隱井。中
山氏の説。岡の名。加久良井。此。隱井。出。名。や

と。俗説。昔鶴の居。鹿島の義。又鳥居。額。落
と。額。の義。の信。の。上。神位。の。糸。り。り
○可多為橋 五町許西南御手洗川の末流下川とて川は
渡せ。小橋あり。俗説。癱疾橋とて。昔。石の底。とみん
と。七日七夜堀。深。知。其。人。神。罰。と
蒙。身。癱。疾。此。橋。を。渡。り。り。按。よ。あ
い。左。右。田。地。前。後。の。山。り。り。其。中。は。渡。せ。橋。を。片。田。舎。な
ど。片。田。居。の。橋。の。義。も。地。の。也。

○潮来村 鹿嶋より西二里行方郡ありて。鹿嶋
の地あり。潮来の字あり。板来と書。と。
潮宮。の。卷。あ。常。陸。の。方。言。は。潮。と。り。り。興。あ。り。り。地。が
し。か。書。改。ら。れ。り。和。名。抄。は。行。方。郡。板。来。本。坂。は。風。土
記。從。是。往。南。十。里。板。来。村。近。臨。海。濱。安。置。驛。家。此。謂。板。来



潮来



之驛云。まろく淨見原天皇の御世。建借間命とて凶賊と撃
亡さる所。種属一時焚滅。此時痛殺。所言今謂伊多久之
郷云。潮来曲とのうら世名高し。まろく此邊近く加藤津の
十二橋とて。加藤津村は橋と十二渡せり。處あり。三河の八橋
はまろく四あまれりとも。

潮来村の一条あり。載るるよし。かたれど他國より神宮は
道のやどり。諸人のよき知れ。処るれば附録せり也。

○神領 風土記に難波長柄豊前天皇御世。割下総國海上
國造部内輕野以南一里。那賀國造部内寒田以北五里。別
置神郡云。延喜式に常陸國鹿嶋等郡為神郡とて。古
ハ鹿嶋郡とて。神領あり。源頼朝卿より寄進せり。
と。東鑑に治承五年三月十二日。以常陸國塩濱大窪世谷等所

々被奉寄鹿嶋社云。又養和元年十月十二日。以常陸國橋脚
令奉寄鹿嶋社云。又文治三年十月廿九日。毎月御膳所と
ハ當國奥郡より百十石と寄奉られ。ことごと古文書
に。建久三年三月。鹿嶋郡田谷明石逆戸須賀等。御祭所は寄
進のと有。後堀河院貞應二年の田數注文に。千百八十八町五反
六十歩と記せり。古文書に。應安二年十月十三日。細川頼之伊
佐郡平塚郷寄進。應永卅一年十月十日。足利持氏真壁郡白
井郷寄進。同卅二年三月。下野國大内庄東田井郷神領の
永正十六年三月十四日。小田左京大夫大枝郷下知れ。ことごと
佐竹義久五百石寄進。慶長十年八月廿八日。里見安房守忠
義佐田村寄進等の事。ことごと。此外官符りつ大小名より朝
夕御饗領。或ハ四季祭領。或ハ祝詞田。祈禱田。寄進乃狀。

神官の内是彼傳へもたつ。されど今い其神領地へつて他領となす。志太三郎義廣。下河邊四郎政義。名主貞家等。掠領せし。依り録倉より度々沙汰有し。東鑑より見えし。この比より。由か。賊黨れ有し。後々の乱世より掠領せし。此れを多し。けん。慶長の比。神領御寄進あり。

公當時二千石なり。風土記に。神戸六十五烟。本八戸難波天皇之世。加太土。合六十七戸。庚午年編。飛鳥洋見原。大朝加太九戸。減二戸。令定六十五戸。

續紀に。天平宝字二年九月丁丑。常陸國鹿嶋。神奴二百十八人。便為神戸云。神護景雲元年四月庚子。放鹿嶋。

嶋神賤男八十人。女七十五人。從良云。宝龜四年六月丙午。神賤。

一百五人。回の如く。居住し。又良と誓烟と。前例に依り。同十一年十二月壬子。常陸國言脱漏神賤七百七十四人。請編神。

戸許之云。鹿嶋の北二里餘。神戸の原とあり。この原は鹿嶋の。是。鳥居と云ふ。

昔此神戸あり。神戸と神領の百姓とあり。大洗磯前神社。十里餘北磯濱村に齋祭れり。文徳實録。

に。齋衡三年十二月戊戌。常陸國上言。鹿嶋郡大洗磯前有。神新降。初郡民有煮海為塩者。夜半望海光耀。属天。明日有。

兩怪石。見在水次。高各尺許。體於神造。非人間石。塩翁私異。之去後。一日亦有廿餘小石。在向石左右。似若侍坐。彩色非。

常或形。沙門唯無身目。時馮人云。我是大奈母。知少比古奈。命也。昔造此國。訖去。往東海。今為濟民。更亦未歸。天安。

元年八月辛未。在常陸國大洗磯前酒列磯前等神預。官社。十月己卯。在常陸國大洗磯前酒列磯前兩神号。藥師菩薩。

名神云。神名帳に。常陸國鹿嶋郡大洗磯前藥師菩薩神社。名神云。神名帳に。常陸國鹿嶋郡大洗磯前藥師菩薩神社。

大那賀郡酒列磯前藥師菩薩神社。名神云。王勝間。藥師と。

名神云。大那賀郡酒列磯前藥師菩薩神社。名神云。王勝間。藥師と。

くま〜と訓べ〜薬の神のよ〜る〜かのや〜〜とりの佛の名をと
ま〜よのあ〜と〜酒列儀前の社らりの二柱のうちを分〜祭
ね〜る〜他神との聞〜む〜件の二社おの〜一坐なれが〜
さ〜これ大洗儀前のあ〜る〜大〜十里〜ら〜ゆ〜ど〜ま〜く〜石
のま〜た〜國〜る〜と〜今〜も〜年〜ど〜よ〜一〜夜〜の〜中〜小〜此〜崎〜は〜ら〜の〜石〜の〜上〜る
を。正月の十六日は民ども取て常は用ふみま〜る〜と〜あ〜〜これ
此二柱神の然〜く〜民〜り〜あ〜る〜の〜ま〜ら〜と〜い〜傳〜へ〜る〜と〜か〜國〜く
か〜ら〜た〜ま。

○新當流 大神と皇國武術の祖神なれを上古より傳き〜れる
兵法あ〜る〜る〜鹿島の太刀との〜い〜習〜る〜と〜後〜子〜新當流〜は
塚原ト傳神託を蒙〜と〜此神託の 世はあ〜る〜る〜諸流〜と〜是〜より〜起
る〜る〜天兒屋根命の孫國摩大鹿嶋命の後國摩真人

高間原の神壇を築〜く〜拜禱〜す〜大神の教を蒙〜る〜神妙〜る
一太刀の術を發揮又部靈の法則を〜る〜後世は傳〜ら〜れ〜お〜り〜お〜れ
當流起源傳〜ら〜る〜真人の苗裔座主吉川氏あり。劔法六十八ヶ
條の存〜る〜塚原ト傳〜と〜世はま〜き〜る〜る〜達人は〜る〜名
を高〜轉〜と〜る〜。坐主覺賢の三男は〜鹿島塚原の里人塚原新左門尉某の せんまの
間神宮は参拜〜して〜祈〜る〜満参の期夢中は神託を得〜る〜傳来と
ぬ一太刀の妙理を〜る〜る〜又其ら香取は飯篠長威と〜る〜
あ。名を家直と〜る〜長 香取神宮はのり託宣を蒙〜る〜鎗長刀の精妙
を〜る〜長道具は違〜る〜る〜心合せ〜る〜る〜武名を
震〜る〜ト傳諸國修行〜て〜京都義輝 義昭兩將軍一太刀を
傳〜伊勢は遊〜び〜北畠具教甲斐子至〜る〜武田信玄等は過
て秘術を説〜か〜つ〜武田家の諸士あ〜る〜信服も山本勘次晴幸ら

殊^ニもどつれ^ル、甲陽軍鑑そのち^ニ諸大將^ノ諸侍^ヲ對^シて兵法^ヲ講^ズむ
 さて國々^ノ巡行^ノのち^ニ百餘人^ノの属徒^ヲを具^ス。鷹^ヲを居^サせ馬^ヲをひ^クて
 あ^ハれ^ルと^モ凡^ク真^ノ真^ノの仕^合十九度^ノ戰場^ヲ出^ルこ^ト三十七度^ノ一^度
 不^覺を取^ル也^ト疵^一所^モ被^ラむ^トた^ラ矢^疵を被^ルめ^ト六^所の^まて[。]
 立^逢ふ敵^ヲ討^取こ^ト二百十二人^ヲと^ル。其^後郷里^ニと^リて[。]
 門人^ヲま^もつ^テ進^めり^申す^も傑^出る^軍ら^大祝^部松^岡兵^庫助[。]
 則^方江^戸崎^ノ浪^十諸^岡一^羽。三傑あり、兎角の微塵流の祖と文録二年小熊の兎角
 江^戸ま^の死^合の時^泥之^助當^言ま^普の^願書^ヲ奉^ルて[。]祈し兎角のま負く逐電せし越北糸井記のま真^壁城^主真^壁安^藝守^道
 無^同所^郷士^齋藤^判官^傳鬼^等あ^り。傳鬼のち一派を
天流と秘せ。

○鹿嶋小差繩

安齋隨筆小車錦^ニ此^名目^ハ鹿^嶋流[。]
 小^用の^所の^小差^繩と^ハ車^欵と^ハ推^量と^ハ大^坪流^ノ傳^書と^ハ
 大^坪道^禪鹿^嶋明^神と^ハ祈^マる^馬術^ノ妙^ヲ得^ル故^{アリ}。

驛路鈴



眉目鼻共皆置上彫也
長一尺一分

勅使國々の任下る時鈴印としてかあらず是を賜ふ
 驛路と鳴らし過るればなり。されど昔神宮奉幣下りて
 勅使おどし故あつてこれ鈴のともまれなり。参東記に
 寛仁元年十月二日官符加署令度外記驛鈴東海道常陸
 國鹿嶋伊勢大神宮の驛使神領の堺に入時鈴の口と塞し儀式帳に
 紀改新詔は初てとえ其さなと公式令統紀延喜式江家次
 弟かどと記したる。茅窓漫録に驛路鈴ハ鹿島正等寺の什
 物にして其長一尺一寸耳目口鼻皆具る甚古雅あり云
 ○大宮司 家系は初祖は天兒屋根命十世孫臣狹山命御
 子狹山彦命なりとあり。臣狹山命ハ風土記より姓氏録をよ
 鹿島連との統紀に天平十八年三月常陸國鹿嶋郡中臣
 部二十烟占部五烟賜中臣鹿島連之姓。同書室龜十一年

十月大宮司大宗外從五位下と授られ、続後紀、天長十年四月大宮司川上外從五位下と賜^{たまは}り、延喜式、鹿島神宮司准從八位官以封戸物充^た之、同書鹿嶋奉幣の条、官司當色一領祿祝人別當色一領雜給料絲二十約、類聚符宣抄、太政官符式部省從六位下大中臣朝臣好香、右左大臣宣奉勅件人、宣補任鹿嶋神宮司大中臣兼相死闕之、齊者省宜承知依宣行符到奉行、天曆元年七月十六日、まこと大政官符常陸國司正六位上大中臣朝臣元鑒、右去年十二月十三日補任鹿島宮司、畢國宜承知一事已上依例今執行符到奉行、長保元年二月廿八日、又正六位上大中臣朝臣公利、長保四年十二月十日補任、まこと正六位上大中臣朝臣隆臈、長和四年七月廿二日補任等の官符を載

たり、文正草子、國中十六郡の内鹿嶋大明神とて、靈場まじりけ、其宮の神主は、大宮司と申人抄え、長者少くぞまじり、四方は四萬の倉とたく七珍万寶れた、かゝるちて、二欠まじり、ものあ、わろ、有家の數々一萬八千軒あり、即等は至るも、ぐら、どと知ら、女房たちなり、ぬの、これ八百六十人あり、男子五人とも、これ、さ、ち、ち、藝能萬人、よま、ぐら、どと、云、此草子のほ、つ、物語のれ、ど、や、あ、た、世、り、書、を、れ、なり。

○ト部家 風土記、ト氏種属男女集會云、又神社周匝ト氏居所云、統紀、も、占部五烟とみえ、今、ト部家は彼あ、回記、正月四日御占祭、年の吉凶と占、往古を朝廷に奏奉、云、延文元年の古文書、天濂若木明神降臨之時

令隨逐ト在所社壇之傍連枝繁葉之榮經億載之星霜他
 社全無此種類仍社内奇瑞之隨一也爰奉行神事之刻採
 用件木枝事多之所謂正月四日歲山御占并毎月廿七日
 吉凶御占及御物忌初任之時以彼木為薪燒龜甲就其驗
 令撰補者也每奇異之祭礼令用之處自去七月枯乾畢
 乃とてそとれと今これ儀式の絶つていひと口とくきわとな
 つ天景若木の舊跡と玉垣の内はありとてトは葉若と用
 めい神代トりのてりて古事記も召天兒屋命布刀王命
 而内枝天香山之真男鹿之肩枝而取天香山之天波々迦
 而令占合麻迦那波而云と何も此木の皮と燃鹿の肩
 骨と灼てトひと上代のトは九て鹿の肩を用例よて万葉は鹿野守
 延喜式も九年中御ト料波婆加木皮者仰大和國有封社

令採進之波々可五枝なとて也興義抄大和國鹿嶋吹社奉りあり和名抄も

朱櫻波々加一云迄波佐久良和訓抄もくわいありあり同物とてくわいありあり同物とてくわいありあり

物忌 身潔齋して神に仕奉るの称あり毎年正月七日の夜

御戸開の神事の時正殿の御戸を開幣帛と納奉る又去年

の幣帛とび取おろしあり是と出納の役あり例傳記もみ

也まき物忌と龜トとめて其職と定む龜トの次第を神官に

うち幼女のゆきと経水とをいざる二人を撰て百日後神事あり

日數満るの時二人の名と龜の甲に記し正殿御石の間にて朝

よう々至るまで是を焼く神慮はかみ女子龜の甲灼ること

なりし叶とてい焼失るあり神道名目類聚抄本朝俗諺志や

い少りいづが如く龜ハ神官澤とひて物忌身滌の池ありト

定のしるしあやしく此邊は龜の群くことかぞと知らぬを
 取く用ふあり。池の傍は龜塚とて。まこと物忌は定る時擲擲針
 とのよびあり。あや神代紀に。伊弉諾尊陰取湯津爪擲。牽折
 其雄柱以為象炬而見之。則膿沸虫流。今世人夜忌一片之
 火。又夜忌擲。擲此其縁也。中。遂建絶妻之誓。云。東鑑。云。令
 擲之時。取者骨肉皆變他人。云。とれあり。男子男縁とあり。
 誓なり。擲針と崇神紀。男之弓弭調女之手未調あり。
 て。針と物縫。いとつゆとを世のいふこと絶ぬよし。
 延喜式。鹿島奉幣の時。物忌は紫纈帛三丈。縹帛六尺。絹
 一疋。綿二屯と給あり。東鑑。治承五年二月廿八日。志太三郎
 義廣。監惡掠領常陸國鹿島社領之由。依聞。食之一向可為
 御物忌沙汰之由。被仰下。云。同書。元暦元年十二月廿九日の

條まこと物忌家藏の安元三年七月二日の下文かしく御物
 忌と崇めく書し。

○惣神官の沙汰 延喜式。鹿島社宮司祢宜祝各一人物

忌一人。日本逸史。弘仁十一年八月甲子。令常陸國鹿島
 神社祝祢宜把笏。云。統後紀。承和三年十月。香取の祢宜也。
 鹿島神社把笏と許されし也。旧記。神官三

百八十八人と記あり。其後絶く家かどありて今とさ
 ともあひびあん。統後紀。承和十二年秋七月丁卯。常陸國言

依去年二月廿七日。符補任鹿島大神宮推宮司。鹿務之勤
 不異正任。而奉幣朝使。只給正任當色。不給推任祭禮之場

同官異色。望請准。據正任將預。給例者聽之。立為恒例。推宮司
 断絶。按。片岡神事。云。是る片岡ハ毛張推守信親の時。其子順信房出家。て親爲上人
 の弟子。とあり。鳥巢村ハ無量寺。と開基。せし趣。亦漢三才圖會。云。今。片岡屋敷あり。い。て

少く佛心。とあり。けん。又類聚國史。云。天長
 三年。中臣鹿島連。貞忠。額得度。許之。云。東鑑。云。元暦元年十二月廿五日。鹿

鳴社神主中臣親廣親盛等依召參上今日參營中賜金銀
 祿物刺當社御寄進之地永停止地頭非法一向可令神主
 管領之旨被仰會是日來捧御願書押丹祈給之處去春之
 比現嚴重神變御之後義仲朝臣伏誅平内府又出一谷城
 郭敗北赴四國訖依催御信心今及此義同書又元曆二
 年八月廿一日鹿島社神主中臣親廣與下河邊四郎政義被
 召御前遂一決是常陸同榻鄉者被奉彼社領訖而政義以
 當国南郡惣地頭職稱在郡内押領件鄉令謹責神主妻子
 刺可從所勘之由取祭文之旨親廣前申之政義雖伏願失
 陳謝為眼代等所為欲之由祈之仍停止向後監妨任先例
 可令勤行神事之趣神主蒙恩哉云云此親廣親盛等入
 祿宜の遠祖なり又同條に宮久良景所領のことも云々

祿宜祝の家宅を宮司をたもたむるに宮邊に居住せしれど二三里又
 四五里隔らるるれ村里にもあまきこり例祭あるごとくあり
 集る神事をたもつる

○神宮寺 類聚三代格大政官符に去天平勝寶年中始建

件寺承和四年預定額寺器件寺元宮司從五位下中臣鹿
 嶋連大宗大領中臣連千徳等與修行僧滿願所建立也今
 所有祿宜祝等是大宗之後也云云云々満願寺開基此
 とも建久二年の箱根山縁起鹿島問答例傳記に詳
 なり三代實録に貞觀十七年三月十七日勅遣使者於常陸
 國鹿島神宮寺施入幡三十四流國司載帳永以相傳云々東
 鑑に建長二年八月一日常陸國鹿嶋社神宮寺本尊令行降
 給之由注申云々什物子嗟峨天皇弘法大師兩真筆の大般

若經（此の九章の聖道）多宝塔大錫杖（常陸帶のついでをいひ此寺は末のり）寺（百三十ヶ寺）この外供僧（古寺）として古寺ありし。

○祭頭 毎年二月十五日常樂會の佛事神宮寺にて行ひ。是と祭頭との次昇の晝夜二度なるが晝のさゆの上下村々の末寺等右方左方と稱し毎年順番は勤む。この祭頭は當りたる上下兩村左右二手は別と各祭頭新發意とつる甲冑と着大将のまがたりて真先は進み次は警固れ武士陳笠と冠とゆまうと立連と次は軍卒等村印の旗とつる思ひくの裝束をかゝりて搦の棒と持て祭頭ひあゝ御利生や面白やく（一所は寄せておあひ）大鼓となふ貝と吹く大神宮は詣ぐ夫より物申祢宜寺院むと歩廻り神宮寺は離し至るに夜は八時六十分神前

まのり樓門のうち舞臺をとりて兒二人をして舞をやらせ然して又寺は集り本堂の前は舞臺をとりて祭頭新發意符を焼て兒の舞有（兒は正尊寺廣徳寺兩寺より出せり役は正月）其時大寶竹二本を荷ひてち群集の諸人手々は挑燈をとりあげ本堂の四面をめぐらるるに離すまのりも當日の釋迦如未滅日にて大神は何のよはひもいへば神宮はあいてら更は閑らぬこと晝のさゆを蓋鹿島香取上古の神軍の事を形として常樂會は混合してゐるがごとく或説り祭頭と柴燈りし修験の柴燈護摩より出ると名ありといひり宮中毎の祭礼おほれれど殊は此日と近國とささるなり遠き國々よりも語つるき聞傳ひり諸人ともあはれせむとて集會つる

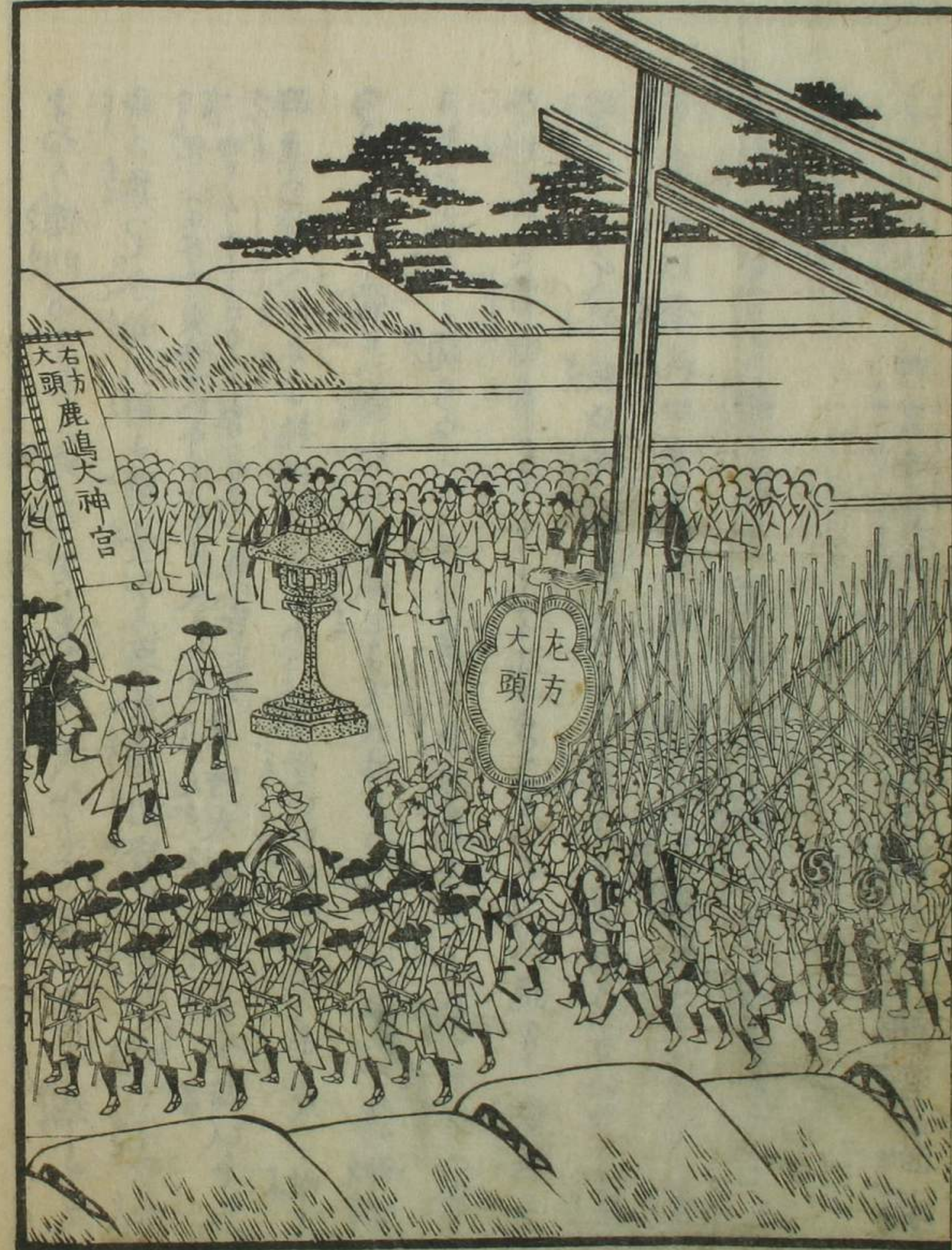
○寺院放逐 神宮寺其外の諸寺近き比まがら神宮の四方

祭頭中日の圖



鹿嶋

二六



鹿嶋

二六

神宮寺



鹿嶋志

三十一

同夜の圖



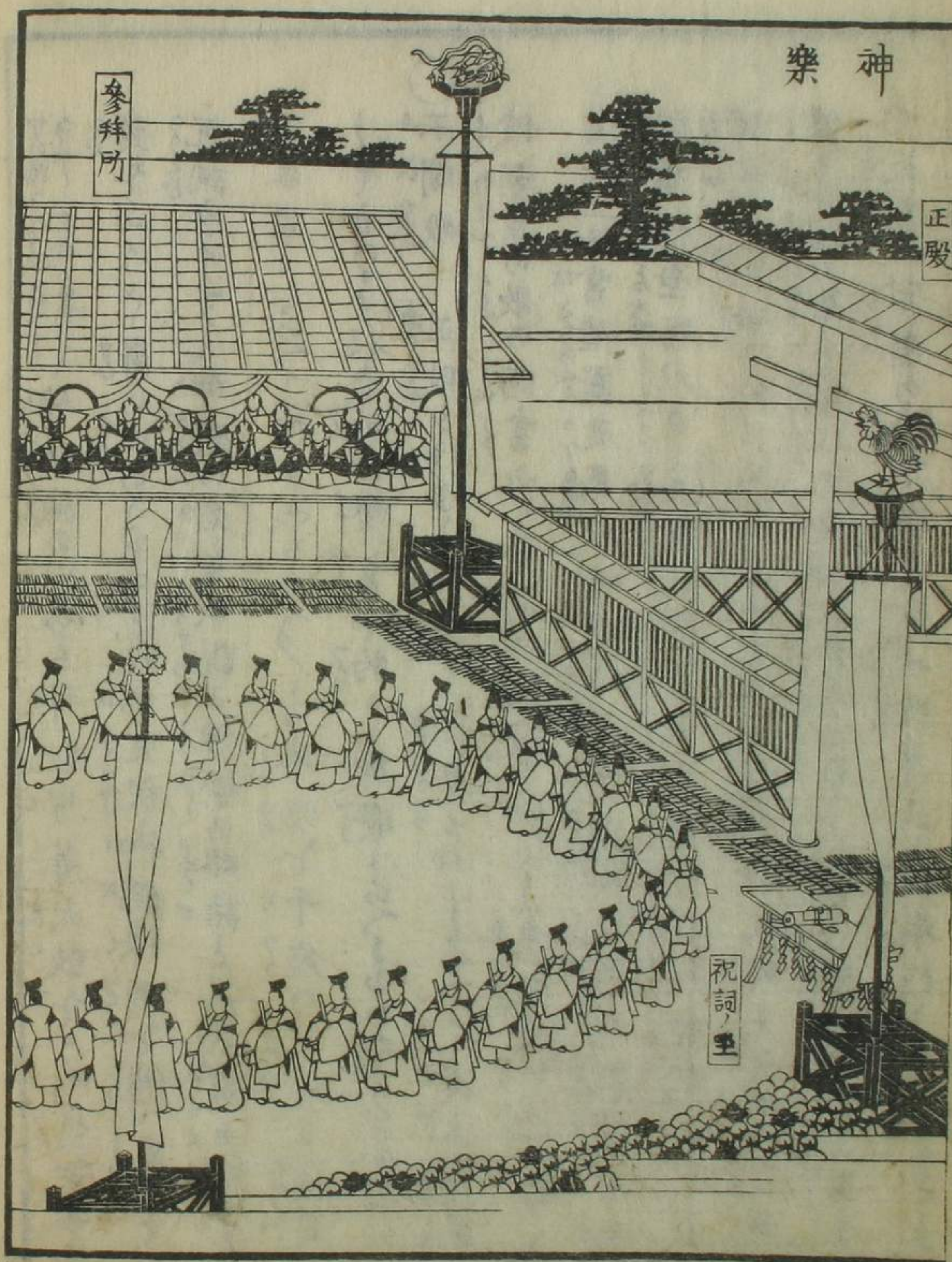
鹿嶋志

三十一

住居て堂塔と構へ。まじ神前より佛具かど饒かきしを
延寶五年大宮司中臣鹿島連則直かきし思ひ議し
寺院を所々より引移し。神前の佛具等ひききし取拂られ
大宮所こころ清浄なれし心もききし
拾遺の部

○神樂 天照大神天磐戸は閉居し時猿女君の祖天鈿女命
真坂樹を鬘とて蘿を手綱とて竹葉飯懸木葉を手草とし
又着鐸の元を持火處焼覆槽かきし排優せし起
了て此類古事記日本紀神の御心を和さ奉るよしとし神樂は日一日
古語拾遺等にも神の御心を和さ奉るよしとし神樂は日一日
夜二夜の間かきし其式は神樂殿の前は青和幣白和幣木
綿垂など取懸庭上まで庭燎をたき湯立をせし又庭の四角は四
神とて四神は青龍白虎朱雀玄武とて四方をかきし中昔より
専ら用ひしとて朱雀の鶏を用ひ白虎を白狐とて鹿島國は

かた物なれは狐はかきし
鈴をうつり舞の曲あんとて祢宜祝御饌神酒を備へ奉り
祝詞まうせし神樂の名は或説は神樂の略語とす又岩戸かきし
の畧言ともしり。按はあきしりの捧物と千座の置座は置足
しそめのものを神の幣帛と約し神樂とすしあきしり
○不開殿 正殿をけし御扉を開奉るし夫木集光
俊朝臣の歌の詞書にも不開の御殿とかけし東鑑も仁治二年二
月十二日常陸國鹿島社燒亡但不開殿御殿奥御殿等者不
燒當社垂跡以来未有此災之由古老之所相謂也云々
○狛犬 正殿の御戸の左右は多たりし神代紀も火酢芹命
罪は伏し吾子孫八十連汝の狗人となしんとの多し今に至ま
で天皇の宮櫓の傍を離れ吠狗を仕奉れしとす



故車より始まる。又も栄花物語に大床子をくく御帳の
 前のつゆりぬま。御丁の師子とぬ犬云。枕草子に御志の
 ひ師子狛犬云。と云。和訓栞に狛犬の唐書より犬鋪のごとく。
 御簾の前は狛と簾鎮と呼。是る神社あり。また同く
 と云る。

○樓門の四王 上巻よりくく楼門なる四柱の像も龍神あり
 まるうち八龍神のそのうち。俗に聖 だけ高く嚴に木像す。故
 ひくく羊や歴々んと古くおろく朽てませり。又この龍神
 のかま縛らぬ。その像二柱あり。昔日光の二王きくく。
 御手洗川の水は盗むんとせ。捕縛縛らぬ。土俗の
 諺あり。一説はかの縛らぬ。星神香々背男よりくく。あ
 り。ちよもあ。くく。考ま。

○校倉 寶倉二院より正殿の傍あり。其はくく。今昔物語

校倉とくく。和名抄に校倉阿世久良云。今昔物語
 宇治拾遺にくく。和訓栞にあせの交の義あり。方々木を
 赤違へく井樓の如く。くみあげて木の角と外あり。故下學
 集より又庫と書。新猿樂記より又倉と云。くく。くく。
 いま大和の東大寺よりくくの校倉存。志貴山の西巻に校倉
 の圖をえ。

○文庫 延寶三年大官司則直文庫を建立して。数多の神書を
 充。くく。神官里人等。くく。雑書を納む。其後寶永二年清水
 法橋宗茂よりくく。人文庫を再興して。倭書一千部を納。本
 朝臣人磨の木像奉納あり。朝臣の作。これ文庫より御饌殿の傍に
 り。くく。享保十六年風雨をげ。松の古木倒。くく。文

何事成就 常陸尾島神 此外
の謡あり

○七不思議

一 せう 要石の根底をたぐりよりひ傳へ
御手洗の水の深さ大人小見よよぐ乳をまねごとりひ三母ら末
無川流ゆくやど水の行へなく四は御藤の花よりうて羊の言
あゝ時と日和とあつ下の時とあつ時とあつと雨降ると六は
根あぐの松まぐみ山の内の松を伐る跡は伐りぶよう芽の生
出くろくび伐ども枯るる七は松の箸更子脂いぐ正
月七日の間太箸よりひく松の箸をけくして家毎朝夕用ふ
是は俗に七不思議とらるる
○七井戸 一は深井宮下村あり二は成井同所成井坂

弥勒踊



右二十二葉 岳亭八島定岡圖

はあし三より華柄井正等寺の西の谷あり四より清水井栗
林の東あり五より保太井神野村あり六より寸府井下生村
にあり七より波左間井厨村の北あり八よりいもくぐひなき清
水親鸞上人稲田村に居られし時其地水乏し給ふより
七井戸のうちの一を大神より授けられたる俗説和漢三才圖
會にあり也。

○矢の根石 高間原にあり矢の根の石と云ふ俗説昔
神軍のありし處ゆへ今も矢の根の残るよしあり此事俗
説辨にありし辨にあり。

○洲濱の菓子 此菓子の所の名物として賣ぐ土俗にあり
と云ふはいづれんちありしといひしなり太平記に菰の字節周集に
載。豆飴。酢漿。洲濱。等の字とあり又まあるとよきなり

洲濱の紋は諸家紋帳にもあり菓子にまれ紋にまれその形
洲濱のさるを象して名あり洲濱と今の嶋臺のさるなり

○世年解年塚 二里より北神戸の原にあり原の入口に鹿島
の鳥居をたてし鳥居の左右に祭る神は豊饗神 過し年甲人との塚に
堀をえしとありし方三尺をかりたる御影石は鬼の頭は矢
を貫らしむるを鑄つけし埋めありしと云ふ異國降伏の鎮

の塚のふもと下生直義と云ふ 旧記に宝龜土牟神郡に合戦あり不賊黨と云ふ事あり
白鳥郡 和名抄に鹿島郡白鳥郡とあれど今この名なり

旧記に中村より神戸の原までの間を白鳥郡と云ふ風土
記に古老曰伊久米天皇之世有白鳥天飛來化為儻女夕
上朝下摘石造池為其築堤徒積日月築壞不得作成儻女
等 此其所号白鳥郡云

○青屋 六月廿一日大神よ薄の箸をとり奉りてと青屋の神事と云ひく。里人よ家でござる薄のそを用品さぐり茄子瓜豆のこごひの青き初物を食ふ。俗のひ傳は此日と神護景雲二年春日御遷幸の日よ。春日よと云ふ事よ此の忽のことと云ひて御饌の調度さぐり取あてと云ひて薄の箸り青物を供する事よ起りてその故事を傳へる事よ。按はそのいそれらと云れかきまれ伊勢の正殿の萱茸さぐりて古風の質素さるを今に残りてかきまの事よと云ふ事よ。

名所記総目録

浪華心齋橋通 唐物町書林

河内屋大助梓行

平安秋里離高輯

五畿内名所圖會 全部三冊

名所記社佛の傳記山田谷國津村里名賢英哲の経路を詳記し名所を撰取を以て悉く今の風氣とそよよに實に全備大成の去に以下名所圖會

都名所圖會 全部六冊

都拾遺名處名書 全部五冊

大和名所圖會 全部七冊

河内名所圖會 全部六冊

和泉名所圖會 全部四冊

摂津名所圖會 全部三冊

東海道名所圖會

全部六冊

本曾路名所圖會

全部七冊

伊勢路名所圖會

全部六冊

仁也の別より
上は名所図會
を余所好し
は名所図會
てしもの事

